

〔研究ノート〕

日本の安全保障政策に対する『世界』の編集方針

—日米同盟をめぐる論説の検証・追補—

水 野 均

1 問題の所在

岩波書店の発行する総合雑誌『世界』が、日米安保条約（以下、安保条約とも略す）及びそれに基づく日米両国間の安全保障同盟関係（日米同盟）にどのような姿勢で臨んでいたか。この疑問への答えを求めて、筆者は既に、旧安保条約の締結（1951年）、改定安保条約の締結（1960年）、沖縄返還協定の締結（1971年）、冷戦の終結（1989年）を経て、日米両国政府間の「米軍再編の最終合意」（2006年）に至るまでの期間に、同誌の掲載した論稿を基に分析・検証を試みた⁽¹⁾。そして、その結果、『世界』は、上記した条約・協定・宣言等の内容・運用に問題点を感じつつも、それに対する有効な代案を提示するに至らず、結果として日米同盟が継続するのを阻止できなかった、との結論に達している。

しかし、それでもなお、「『世界』が日米同盟に代わり得る安全保障政策案を提示できなかったのか」という論稿全体に及ぶ疑問点が、解けてはいないように思われる。これに回答を見出すため、この稿では、『世界』が創刊以来掲げている編集方針の在り方に焦点を当て、日米同盟に関する最新の研究成果も参照しつつ、検討してみたい。

2 「反戦」—『世界』の編集方針

1946年、『世界』1月号（創刊号）の巻末に、岩波茂雄（岩波書店社長、以下、肩書は断りなき限り当時）は一文を寄せ、次のように記した。

年来日華親善を志していた私は、大義名分なき満州事変にも支那事変にも、もとより絶対反対であった。また三国同盟の締結に際しても、太平洋戦争の勃発に際しても、心中憂憤を禁じ得なかった。……それにも拘わらず大勢に抗し得ざりしは、結局私に勇気がなかったためである。

……然し今となつては、凡ての問題は今後の（日本の）建設に俟つの外はない。無条件降伏を機会として甦生日本の理想的建設に邁進すべきである。……（日本が）封建の

(1) 拙稿「対日講和・旧安保条約の締結と『世界』—日米同盟をめぐる論説の検証—」『千葉商大紀要第45巻第3号』2007年、87-102頁、「改定安保条約の締結と『世界』—続・日米同盟をめぐる論説の検証—」『千葉商大紀要第46巻第1・第2合併号』2008年、47-62頁、「安保条約自動延長・沖縄返還と『世界』—日米同盟をめぐる論説の検証(3)—」『千葉商大紀要第46巻第3号』2008年、61-76頁、「安全保障政策の選択肢と『世界』—日米同盟をめぐる論説の検証(4)—」『千葉商大紀要第47巻第1号』2009年、103-119頁、「周辺事態法の成立・米軍再編問題と『世界』—日米同盟をめぐる論説の検証(5)—」『千葉商大紀要第47巻第2号』2010年、81-96頁。

旧制を一擲して開国進取の方向に歩み出したことに対して、ペルリ提督が今なお感謝される如く、軍閥の横暴と官僚の独善より解放されて理想的国家建設に成功せば、マッカーサー元帥も亦永久に我が国民から感謝されるであろう（190～191頁、以下、本文中の頁数は『世界』の頁を示す）。

他方で戦前の岩波は、永田鉄山（旧日本陸軍内の派閥・統制派の指導者、陸軍省軍務局長を務めた）と親しく、二・二六事件（統制派と対立する旧日本陸軍内の派閥・皇道派に属する将校が起こした反乱）後に統制派が皇道派を陸軍の中枢から排除したことに、一定の理解を示していた。しかし、それはあくまで、日本の軍国主義化を妨げるといふ観点からのもので、統制派に主導された政府・軍部が日中戦争さらには日米開戦へと動く中、岩波は一転して統制派への憎悪を募らせ、反戦運動へと参画するに至った⁽²⁾。

以上のことから指摘し得るのは、「反戦」（あるいは「反軍国主義」）を実現するには、いかなる手段を選ぶのも辞さない、という岩波の姿勢であった。そして、そのような彼にとって、戦後の日本で「反戦」を実現するために、明治期の日本に「開国進取の方向」をもたらした米国に頼ろうと考えるのは、自然な選択であったといえよう。

その半面、岩波は戦前、米国が中国に植民地や租界を保有し、中国国民の自由を侵害していることに憤慨の念を示しており、日本海軍による真珠湾への奇襲攻撃（1941年12月8日）を知ると、「米英をやっつけるなら僕も賛成だ」と語ったと伝えられている⁽³⁾。しかし、日本が敗戦を迎えた後、岩波が坂西志保（評論家）に宛てた書簡の中で、「（私は日本が）一から十までアメリカナイズすることには賛成できないが、日本をして人類国家に寄与せしむる為に全努力を傾倒し之れを妨ぐるものを排除することに世界の何人が当たってくれても感謝（する）」⁽⁴⁾と記したとおり、当時の彼にとって、戦後の日本で「反戦」という「人類国家への寄与」を実現するためには、米国の持つ「植民地支配国としての過去」は全く問題視されていなかったと考えられる。

一方、岩波茂雄（1946年の4月に死去した）から『世界』の初代編集長を託された吉野源三郎は、同誌の創刊前夜にあたる1945年の秋、大内兵衛（経済学者）から、「今度の雑誌（『世界』を指す）は、あまり威勢のいいものにせず、何年か経ってみると、戦後の日本の進歩や思潮の本流がちゃんと辿れるようにしよう」と言われ、それに同意したと記している⁽⁵⁾。

その結果、『世界』は、吉野自身が共産党の心情的協力者という傾向にあった（そのため彼は戦時中、当局に逮捕された経歴を持っていた）にもかかわらず、安倍能成（哲学者）等、欧米の自由主義に共感する論者（オールド・リベラリスト）を執筆陣に迎えて創刊することとなった。そうして出発した『世界』の1946年5月号には、田中二郎（東京大学教授、行政法学者）が「日本憲法の民主化」と題した論稿を寄せ、GHQの作成した憲法原案に端を発する第9条を、「（日本の）平和国家としての宣言」を実現するための「具体的な方策」として位置付けていた（33頁）。

(2) 村上一郎『岩波茂雄』砂小屋書房、1982年、48-50頁。

(3) 小林勇『惜襟荘主人——一つの岩波茂雄伝——』岩波書店、1963年、270-271頁。

(4) 同上、337頁。

(5) 吉野『職業としての編集者』岩波新書、1989年、80-81頁。

しかし、終戦直後の1945年9月22付で米国政府の作成した「初期の対日占領方針」という文書では、「日本が再び米国の脅威又は世界の平和及び安全の脅威とならないようにするため、完全に武装解除し非軍事化すべし（傍点引用者）」との一節があり、憲法第9条は、この方針に基づいて米国が自らの安全保障を実現するための一手段に過ぎなかった⁽⁶⁾。そして、日本側による憲法第9条の受け入れは、米国が自らの強い影響下に日本を収めることを意味していた。そして、田中の論稿に見られた米国への期待に、当時の『世界』編集部員は、「マッカーサーの施政を謳歌している人たちは、彼ら（マッカーサー等GHQの首脳陣）が日本の為に、さらに世界の為にあるような種々の政策を取り上げているのだと思うなら、大間違い」で、「軽薄な一部の日本人は、過去が葬られつつある現代の日本の歴史の流れに—それはマッカーサーという外的な力に多く頼っている—便乗し、何の確信もない言説をほしいままにしている」⁽⁷⁾と、批判を込めて記していた。

3 対日講和・旧安保条約の締結と『世界』

米ソ間での冷戦が始まった当初、『世界』は、永世中立論等、日本が永世中立国となって国際連合（国連）の集団安全保障政策の枠内に入る（国連の軍事力に依存する）という構想が提案されていた。しかし、冷戦の激化に伴って、国連が予定した安全保障機能は、実現するのが困難な状況に陥った。さらには、米国が日本に、極東での対ソ軍事基地としての役割及び自衛力の創設を要求するようになると、『世界』が米国に抱いていた「日本の平和を委ねる先」という像は、大きく動揺することとなった。それは、「平和問題談話会」が、「第2次世界大戦の講和を実現した後の日本に、平和を実現するための手段として米軍の駐留を認めるか」に関して賛否両論の様相を呈したことにも表れていた。

そのような過程を経て生まれた同談話会の声明をはじめ、対日講和・旧安保条約の締結を控えた時期の『世界』が掲げた日本の安全保障問題に関する論稿には、永世中立論等「非武装中立」政策を積極的に評価するものの一方で、米国と軍事協定を結ぶことに懸念を示すものが散見された。こうした中、吉野源三郎は、『世界』1951年10月号の巻頭言で、「われわれのつつましい幸福や一切の間人らしい希望が、またも戦火に曝されるかも知れない危険を賭して、一つの重大な決定（筆者注、旧安保条約の締結を指す）が今行われようとしている」、「私たちの幼い弟妹や子供たちまでが嘗めた、あの窮乏と恐怖との記憶を思い起こそう。」（2～3頁）と、日本の非武装・非戦状態による平和の実現を強く主張していた。彼は編集者として、「大衆に働きかけるためには、大衆に従うことを知らなければなら」ず⁽⁸⁾、「『世界』の読者の大多数はインテリゲンチアであるに相違なかった。」⁽⁹⁾と捉えていた。そうした「インテリゲンチア」の読者と『世界』の論者は、事象への理解度・関心及び価値志向において同質性が高く、必然的に、『世界』の編集方針も、論者達の多くが主張する「非武装中立」を訴えることに枠づけられていった。

(6) 原彬久『戦後日本と国際政治—安保改定の政治力学』中央公論社、1988年、10-11頁。

(7) 塙作楽の日記（1946年1月初旬）より。塙『岩波物語—私の戦後史』審美社、1990年、34頁。

(8) 吉野「ジャーナリストとして」、池島信平他『ジャーナリスト—その喜びと悲しみ—』大蔵出版、1955年、11頁。

(9) 吉野前掲書『職業としての編集者』、74頁。

しかし、対日講和・旧安保条約が締結・発効した後の『世界』には、日本の安全保障を米国の軍事力に依存するのを容認する趣旨の論稿が現れるようになった。それは、「反戦」を「日本が行う戦争への反対」と読み替えることで、「平和問題談話会」の内部にあった「米軍による日本の安全保障方式の容認」と「非武装中立」との対立を調整しようとする工夫といえるものであった。他方で、それは、それまで同誌の掲げた安全保障構想の中から、「中立」への志向を弱体化させるという帰結を伴っていた。そのような論調を、広津和郎（作家）は後年、『世界』1958年6月号に寄せた論稿「生みの親から離れていった子供」で、「吉田内閣に対して大目に見るといような傾向」（299頁）と評していた。従って、この時期の『世界』は、「右翼的立場から『赤』呼ばわりされると共に、一部の左翼から、微温的なものとして非難された。」のであった⁽¹⁰⁾。

一方、対日講和・旧安保条約を準備する段階で、1951年1月、米 국무省顧問のJ・F・ダレス（後の国務長官）は、「太平洋海域協定案」を作成した。これは、米国と日本の他に、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピン等太平洋上の諸国が参加し、「いずれかの締約国に対する太平洋における武力攻撃の形をとる直接侵略が生じた場合、右の武力攻撃が自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の手続きに従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する」（第2条）と、集団的自衛権の行使及び日本の再軍備にも結びつく内容となっていた⁽¹¹⁾。しかし日本の吉田茂・首相は、同時期、来日したダレスと会談した際、「日本の再軍備は、国内に軍閥（軍国主義）の復活する可能性が残っている点に照らして問題が多い」と述べて旧安保条約の実現に結びつけ、「太平洋協定案」は実現に至らなかった⁽¹²⁾。

ここで見られる吉田の姿勢は、軍国主義に反対している点で、『世界』の編集方針と共通点を持っていた。しかし、旧安保条約の締結（1951年9月）と同時に、吉田首相はアチソン米 국무長官と交換公文（吉田・アチソン交換公文）を取り交わした。これは、朝鮮戦争に従事する「国際連合の行動に関する軍隊（国連軍、主体は米軍）」を日本が講和条約の成立によって独立した後も、基地及びその他便宜を提供することにより引き続き支援する、という内容となっていた。米国は、日本への再軍備の要求を表向き取り下げる代償のように、日本から米軍への便宜供与（及び保安隊の創設）を獲得したとも言えた。

4 改定安保条約の締結と『世界』

旧安保条約の改定が俎上に乗り出した時期、吉野は、「（総合雑誌の）執筆者を選ぶ」場合を、「いま日本はこういう病気をしているが、……病気の診断を……一人（の医者）じゃ危ないと思う時には、四、五人に診てもらおう。」状態にたとえていた⁽¹³⁾。

(10) 緑川亨「編集者としての吉野さん」、吉野源三郎『原点―「戦後」とその問題―『世界』座談会集Ⅲ』評論社、1969年、336頁。

(11) 「太平洋海域協定案」については、中西寛「戦後アジア・太平洋の安全保障枠組みの模索と日本―一九四九～五一年」近代日本研究会編『年報・近代日本研究・16戦後外交の形成』山川出版社、1994年、93頁。

(12) 「1月29日総理ダレス会談」『1951年1月 ダレスミッション会談録集』外務省公開マイクロフィルムB'0009、0083-0084頁。

(13) 吉野他「座談会・総合雑誌をめぐって」『中央公論』1955年5月号、140-141頁。

実際、この時期の『世界』が安保条約の改定に対して掲げた主張は、改定阻止論、条件付き容認論、時期尚早論、日本中立論、国連による安全保障論、国民投票・請願の実現論等、多岐に及んでいた。しかし、それらはいずれも、「日本の安全を外部の軍事力に委ねる」という枠組みを脱することができず、「米国との軍事協力による日本の安全保障政策」を否定し得なかった。それはさらに、学者・言論人が安保改定問題に関して分裂し、「互いを狙い撃ちする」状態を招いた⁽¹⁴⁾。

また、吉野は『世界』1959年4月号の特集「日米安保条約改訂問題」の巻頭言で、「(安保条約)改定の企てそのものに、我が国の将来にとって容易ならぬ危険が伴うと危惧される場合、私たちはただ手を束いて(日本)政府の為すところに任せてよいであろうか。」「安保条約と関連して、いわゆる中立主義の問題を取り上げたのは、中立主義が……(日本の)自主性と離せない関連を持っていると考えられるからである。」(14～15頁)と記していた。ここには、『世界』の編集方針として、「中立」を、「日本にとって戦争を避けるための一手段として位置付ける」との判断が示されていた。それは同時に、「中立」より実効性のある日本の安全保障政策が存在する場合、その実現を容認するという姿勢につながり得るものであった。

さらに、1960年5月19日未明に、与党の自民党が衆議院で野党を排除して改定安保条約を可決(強行採決)した後、安保反対運動は、日高六郎(東京大学教授、社会学者)が『世界』同年8月号の「<共同討議>現在の政治状況—何を為すべきか」において、「民主主義擁護あるいは民主主義再建が基本目標だったと思う」(218頁)と指摘したとおり、日本の安全保障問題から論点を移動させることとなった。それは吉野が、『世界』同年7月号の特集「国民は承服しない」の巻頭言「読者へ」で、「私たち(の)……為すべき(は)……権力の横行—究極においてファシズムに通じる力の政治—を否定して、民主主義の原則による政治を再建する他はない。」(9頁)と記したことにも示されていた。その結果、改定安保条約が自然成立した後に、岸内閣が退陣したことについて、安江良介(『世界』編集部員)は後年、「安保改定そのものについて言えば、やはり(『世界』の)敗北だったかもしれないが、政治的には、岸政権が倒れたから勝利した」⁽¹⁵⁾と語っていた。しかし、その半面、「極東」の範囲、事前協議の実効性、集団的自衛権の在り方等、安保条約の内容及び運用に関わる重要な問題点は、深く追求されぬままに置かれた。

他方、岸首相は、安保条約の改定に先立つ1958年の10月、同条約の改定案を外務省側から説明された際、「日本が朝鮮半島や台湾をめぐる戦争の巻き添えになるのは好ましくない」と、改定される安保条約の適用範囲が「極東」から「太平洋地域」へと拡大することに強い警戒感を示していた⁽¹⁶⁾。そして、朝鮮戦争に従事する国連軍への日本からの便宜供与を取り決めた「吉田・アチソン交換公文」(前出)に関しても、「同国連軍の地位及びこれに対する日本からの便宜供与は、改定安保条約の取り決めによって規律される」とした新たな交換公文(吉田・アチソン交換公文に関する交換公文)が取り交わされた。これは、

(14) George R. Packard III, *Protest in Tokyo: The Security Crisis of 1960*, Princeton University Press, Princeton, 1966, p.30.

(15) 『『60年安保』をめぐって—安江良介氏(岩波書店社長)に聞く』, 毎日新聞社編『岩波書店と文藝春秋』毎日新聞社, 1996年, 213頁。

(16) 外務省公開文書。『朝日新聞』2010年7月8日。

「朝鮮半島で発生した武力紛争に対する米軍の行動は、仮に国連軍の傘下にあっても、改定安保条約の運用に伴う事前協議（前出）の対象となる」と解釈し得るものであった⁽¹⁷⁾。

このように、安保条約の改定によって、「(米国による)対日占領時代の色を一掃して日米間の相互理解、相互協力の対等関係を作り上げる」⁽¹⁸⁾ことを目標に掲げていた岸首相は、「自国と無関係な戦争を避けよう」とする点において、『世界』の編集方針と軸を一にしていた面もあった。しかし、改定安保条約が締結される直前の1960年1月6日、岸内閣の藤山愛一郎・外相と米国のマッカーサー駐日大使は、「朝鮮半島での武力紛争に際して、国連軍司令部の下にある米軍は、事前協議を経ずに行動することが可能となる」と記した議事録（朝鮮議事録）を作成していた⁽¹⁹⁾。これは、「吉田・アチソン交換公文に関する交換公文」の内容を空洞化し得る性質のものであった。

さらに、岸内閣から池田内閣に代わった後の1963年4月、マッカーサーの後任として駐日大使となったライシャワーは大平正芳・外相と会談し、「米軍の核兵器を搭載した艦船・軍用機が日本に一時的に立ち寄るのは、事前協議の対象となる『核兵器の持ち込み』に当たらない」とする米国政府の立場を伝え、大平はこれに納得した様子であったとされる⁽²⁰⁾。米国は、「日米対等」という建前を実現した裏で、引き続き日本から軍事面での便宜供与を引き出したのであった。

5 安保条自動延長・沖縄返還と『世界』

改定安保条約が最初の期限を迎える時期、吉野は、「(19)60年の安保改定の時には、旧安保（条約）は無期限だったから……むしろ存続させておく方が、10年間拘束される新安保（改定安保条約）に改定するよりもいいというわけで、安保改定反対が成り立った。」が、「(19)70年に安保条約期限が満了するという時には、これを廃棄せよと主張するならば、その後（日本の）安全保障をどうするかということに対して、成案がなければならぬ。」「極東における国際的な緊張がどう安定するか（が）……日本にとって最大の安全保障（となる）」⁽²¹⁾と語っていた。しかし、「旧安保条約を存続させることは、米軍の日本への駐留を無期限に認めることにつながる」という点を捉えても、米軍の駐留に期限を設けることが条文上可能となる改定安保条約より旧安保条約を「日本にとって望ましい」とする主張は、根拠を欠くと言わざるを得なかった。それはさらに言えば、「日本の安全保障を米軍に依存するのを容認する」という論理上の帰結をもたらし得るものであった。

このような編集方針の下、『世界』は、安保条約の自動延長問題に関して、様々な内容の安保批判論、非武装中立論等を掲げた。しかし、それらは、日米安保条約に代わって日本の安全を保障し得る具体的な提案を示さなかった。

また、加藤周一（文芸評論家）は、『世界』1966年1月号に、同誌の創刊20周年を記念

(17) 岸首相の国会での答弁。『第34回国会衆議院日米安全保障条約等特別委員会議録第23号』、1960年4月26日、9頁。

(18) 原彬久編『岸信介証言録』毎日新聞社、2003年、136頁。

(19) 外務省の密約調査報告書。『朝日新聞』2010年3月10日。

(20) From Tokyo to Secretary of state, No.2335 (April 4, 1963) National Security Archive.

(21) 「吉野源三郎氏に聞く：『70年問題』への姿勢」『エコノミスト』1967年1月3日号、78頁。

して「意見・情報・価値」という論稿を寄せた。その中で彼は、「戦後（の日本）を一貫した大衆感情」である「戦（いくさ）嫌い」から、『世界』は、「中立主義的立場」と「反軍国主義的立場」を引き出した、と述べた上で、「中立主義」を「（米ソ両国間の）『冷たい戦争』の対立抗争に巻き込まれることを避けて、ものの見方の上でも、国際関係の上でも、一方の陣営に下駄を預けてしまわない方がよからうという立場」であり、「反軍国主義」を「日本の安全保障を、武装・軍事同盟にではなく、日本をめぐる国際的緊張の緩和に求めようとする立場である。」と位置付けた。その一方で、「大衆感情」には、「長いものには巻かれる」という「現実主義」の「著しい傾向」（筆者注、米国の軍事力に日本の安全を委ねるという考え方もここに含まれる）があると指摘し、そうした現実主義と「折り合い」をつけた上で、「中立主義・反軍国主義……の立場は、どう発展させられるか。」が「課題」である、としていた（195～197頁）。この見解に照らす限り、安保条約に関して『世界』の掲げた主張（上述）は、「中立主義」及び「反軍国主義」と「現実主義」との間で妥協点を模索した試みであったといえよう。

こうした『世界』の姿勢は、同誌が沖縄の返還問題について掲げた「核付き返還拒否論」や「基地自由使用論」にもうかがわれた。その中には、沖縄非軍事化構想のように、沖縄を含めた日本全体の安全保障を意図したのももあったが、それを実現するための具体的な方策が示されはしなかった。この構想を主唱した大江健三郎（作家）は後年、「いま実際に、君たちの（沖縄非軍事化）構想は実っていないじゃないか、何を太平楽を並べたんだ」という「問いかけは正しい」が、「それでいて同時に、あの主張は必要だったと思っている」と語った⁽²²⁾。しかし、「日本の安全保障政策」という現実の要求を前にして、『世界』は、金城英男（ジャーナリスト）の指摘によれば「本土並みとは、沖縄が（日本）本土と同じように安保条約の枠に入るといふ以外の何物でもない」⁽²³⁾形の沖縄返還に抗し得なかった。

他方で、日本政府（佐藤栄作内閣）は、沖縄返還交渉を進めるに当たり、「朝鮮議事録」（前出）を別な形で置き換える方針で米国側と協議を進めていった。それは、「返還後の沖縄基地からの米軍による戦闘作戦行動を事前協議の対象とする」ことを目指したものであった。これに対して米国側からは、「ヴェトナム戦争での米軍の活動に支障をもたらす」という懸念の声もあったが、1969年11月に発表された日米共同声明及び佐藤首相の演説では、「韓国の安全は日本自身の安全にとって緊要であり、韓国に対する武力紛争が発生し、在日米軍が戦闘作戦行動に従事する場合には、事前協議に対し、前向きかつ速やかに（positively and promptly）態度を決定する」との表現が盛り込まれた。しかし、この措置は、「朝鮮議事録」に代わるものとして米国の軍部・議会を説得する効果が乏しく、「朝鮮議事録」を廃棄するか否かの結論は曖昧なままとなった。また、沖縄の返還が実現するまでにヴェトナム戦争が終結していない場合には、「返還後も米軍の沖縄からの戦闘作戦行動を認める」という日本側の方針に基づき、上記した共同声明には、「（日米両国政府は）その時の情勢に照らして十分協議する」との文言を盛り込んだ⁽²⁴⁾。

(22) 大江健三郎・安江良介（対談）『『世界』の40年—戦後を見直す—そして、今—』岩波書店、1984年、46-47頁。

(23) 金城「復帰15年目の沖縄基地」『新沖縄文学』1987年9月号、20頁。

(24) 「朝鮮議事録」をめぐる日米両国政府間の交渉は、波多野澄雄『歴史としての日米安保条約—機密外交記録が明かす「密約」の虚実』岩波書店、2010年、222-231頁。

さらに、沖縄の本土復帰の実現（1972年5月15日）と同日、日米両国政府は、返還後の沖縄における米軍基地の使用条件を定めた秘密合意文書「5・15メモ」を締結した。そこには、「国際連合の軍隊による在沖縄合衆国施設・区域の使用」として、嘉手納飛行場、ホワイト・ビーチ、普天間飛行場が、国連軍による使用の可能な基地として明記されていた⁽²⁵⁾。米国側は、日本の自主性を強調する体裁での沖縄返還に同意する一方、日本側から一層大きな便宜供与を獲得したのであった。

6 安全保障政策の選択肢と『世界』

安保条約の自動延長及び沖縄の返還が終わった直後、加藤周一（前出）は、「(19)60年代以降、(日本)国の内外の情勢は著しく変わり始め、……ヴィエトナムの戦は続いていたが、それが大国間の軍事的対決に発展する蓋然性も、日本国が一(日米)安保条約の存在にも拘わらず直接そこに巻き込まれる蓋然性も小さくなった。」「おそらく今日焦眉の問題は、もはや『平和』一般ではなくて、いかなる平和かということである。」⁽²⁶⁾と記していた。

実際、ヴェトナム戦争の終結から「冷戦の終結」に至るまでの時期、『世界』は、国際関係の緊張と緩和の度合いに応じて、日本の安全保障政策に関する様々な選択肢を提示していた。しかし、そのほとんどは、日米安保条約と補完し合ったり、その転換を求めている米国（及び米軍）の存在を前提としていたり、あるいは同条約の慎重な運用を求めるという範囲にとどまっていた。

さらに、1980年代以降、雑誌の編集者からは、「イデオロギーの魅力が失せてきた頃から総合雑誌の凋落が始まった。」「イデオロギーの魅力というのは結局、普遍妥当性と一種の論理的な整合性で、一服盛れば、社会の欠陥が全部治る式のもので……総合雑誌の論文は、大体においてそんな風にかかれていた」けれども、「現実を素直に見ていると、そういう考えに若い人たちが何となく疑いをもち始めてきた」⁽²⁷⁾との指摘が上がっていた。「冷戦」を米国側（自由主義陣営）とソ連側（社会主義陣営）とのイデオロギー対立と捉えると共に、「日本が両陣営間の戦争に巻き込まれる」原因になる、として日米安保条約を批判してきた『世界』は、そうした軍事的危機が生起しないという事態に対して、問題の解決に資するような具体的な提案を示し得なかった。さらに、この時期、『世界』の編集長を務めていた安江良介は、退任後、「国際政治が新秩序を求めて大きく変わろうとしている今必要なことは、日米安保のプラス面とマイナス面、その是と非をリアルに見直すことである。」⁽²⁸⁾と記すに至った。

他方で、同時期の日本政府は、「軍事面での関与を極力抑制する」と表明しつつも、旧ガイドライン、シーレーン防衛等、日米両国間の防衛協力を漸次緊密化させていった。さ

⁽²⁵⁾ 『琉球新報』1997年3月7日。島川雅史『アメリカの戦争と日米安保体制—在日米軍と日本の役割』社会評論社、2001年、31頁。

⁽²⁶⁾ 加藤「総合雑誌の役割」『潮』1972年12月号、101-102頁。

⁽²⁷⁾ 甘糟章（『ダ・カーポ』編集長）の発言。「マスコミ座談会・ガンバレ！総合雑誌」『知識』1983年新春号、98頁。

⁽²⁸⁾ 『信濃毎日新聞』1990年6月30日付夕刊のコラム「奇妙な『安保』存続論」、安江『同時代を見る眼』岩波書店、1998年、35頁。

らには、そうした対米関係の強化を背景として、INF 交渉時に見られたように、米ソ両国間の緊張緩和に一定の役割を担った⁽²⁹⁾。しかし、その間には、「ラロック証言」、「ライシャワー発言」、「瓶の蓋」論等、日本の安全保障基盤を損ないかねないような事案も出現していた。

こうした事態に際して、日本政府は、「ラロック証言」や「ライシャワー発言」が明らかになった直後、「非核三原則を遵守する一方で、国家の危急存亡の場合には、米軍による核兵器の持ち込み・通過への応諾を、日本政府の責任において最終的に判断すると、日本国民に向けて説明する」という内容の合意を米国政府と新たに結ぶことを検討していた。しかし、米国政府は「核兵器の所在について肯定も否定もしない (NCND)」政策を基本方針としており、上記した新たな合意が「核兵器の存否を明確化してしまう」と見なしたために、実現には至らなかった⁽³⁰⁾。また、「冷戦の終結」後の1990年4月、米国のブッシュ(父)政権の公表した報告書「アジア太平洋地域の戦略的枠組み」では、「日本の自国領域及び1千海里シーレーンを防衛する能力の増強を求める」一方で、「日本が戦力投入能力(空母等)を保有するのは東アジア地域の不安定化をもたらすゆえに阻止する」と記されていた⁽³¹⁾。

さらに、北朝鮮をめぐる核開発の疑惑が顕在化した1993年前後、日米両国間では官僚と軍部(日本側は外務省・防衛庁・警察庁、米国側は国務省・国防総省)によって対策が講じられていた。その席上、米国側は日本側に、①自衛隊基地・民間の港湾・空港等の米軍による使用、②日本から米軍への燃料・弾薬等物品・役務の援助、③朝鮮半島付近での海上封鎖作戦への協力、④非戦闘員に対する救出作戦への協力を期待した。これらは後に、「新ガイドライン」や周辺事態法につながるものであった。しかし、こうした要望に対して日本側が憲法上・法律上の制約を挙げて難色を示すと、米国側は強い不満を露わにしたという⁽³²⁾。

米国は、自らの安全保障政策の枠組みから日本が逸脱しないように配慮しつつ、日本から便宜供与を引き出し続けていたのであった。

7 周辺事態法の成立・米軍再編問題と『世界』

「冷戦の終結」後から「米軍再編」に至る間、『世界』は、「多国間安全保障」や「非核地帯構想」等、日米同盟に代わり得る安全保障の枠組みを提示し続けたり、日米同盟の強化に対する懸念を繰り返し表明していた。しかし、それらは日米安保条約の枠組みや日米両国の関係を前提としていたり、あるいは国際関係の状況に照らして実現するには困難を伴うものが大多数を占めていた。こうした中、『世界』1997年6月号は、編集後記で次のように記していた。

(29) INF 交渉をめぐる日本政府の動きについては、瀬川高央「冷戦末期の日米同盟協力と核軍縮—INF 削減交渉に見る『ロン・ヤス』関係の帰結点—」『国際政治』163号、2011年、81-95頁を参照。

(30) 前掲書『歴史としての日米安保条約』193-216頁。

(31) The Report of the Bush Administration on the Strategic Framework for the Asian Pacific Rim (4/19/1990)。

(32) 外岡秀俊他『日米同盟半世紀—安保と密約』朝日新聞社、2001年、466-470頁。

仮に、「日米安保」が現在の日本にとって重要であり、条約上の義務の履行が必要だと認めたとしても、たとえば米国が（日本に）駐留させる兵力の性格、規模、運用、配置などについて、もっと米国と協議できたはずだ。東アジアに10万人の兵力維持が必要という根拠について、また沖縄に海兵隊の駐留が必要だという根拠について、日本政府が日本国民の利益を体して、米国に問い質した形跡はない（352頁）。

「日米安保」を「日本にとって重要」と仮定する点には、『世界』が、日米同盟を「日本を戦争に巻き込むもの」として批判してきた従来の姿勢から後退する様子が浮かび上がっていた。

また、『世界』に度々寄稿する大沼保昭（東京大学教授、国際法学者）は、別な場で「日本の将来への最大の不安は保守主義の知恵の喪失で」あり、それは、「目配りが利き、バランスがとれ、……現実的な判断も加え、時には『革新派』の政策を我がものにするしたたかさで日本を運営していく」ことの「強みと安心感」であったと記している⁽³³⁾。ここには、日米安保条約に「現実的な判断」を以て対処し、「したたかに」日本の安全保障政策を形成・運用することの重要性への指摘と並んで、日本がそうした路線から逸脱することに対して、『世界』に意見を寄せた多くの論者の抱いた危機感が示されている。

他方で、日本政府は、「新ガイドライン」から「米軍再編」に至るまでの枠組みを、全て「日米安保条約の範囲内」で対処するという姿勢を崩そうとせず、日米同盟は、『世界』の論者たちが示した危機感・懸念とは裏腹に、漸進的な拡大・強化を続けた。しかし、「新ガイドライン」の作成作業が大詰めを迎えていた1997年6月、久馬章生・防衛庁長官は、テレビの討論番組で、「戦闘に巻き込まれない地域で、自衛隊が米軍への物資補給（後方支援）に従事する最中に、戦闘に巻き込まれた場合、後方支援を続けるか否か」について、「現場の自衛隊指揮官が、最終の判断を行わざるを得ない場合が出てくるのではないか」との見解を表明した⁽³⁴⁾。これは、結果として自衛隊が米軍と集団的自衛権を行使する（「日米安保条約の範囲」から逸脱する）可能性があることに言及したものであった。

他方で、横須賀市（神奈川県）の米海軍基地には、2004年から2006年にかけて、海上配備型の迎撃ミサイルSM3を搭載したイージス艦が続々と配備されていた。これは、北朝鮮から日本を、中国から台湾等を、それぞれ標的とした中距離ミサイルの迎撃を想定したもので、米海軍太平洋艦隊司令官のラフヘッド大將は、「能力の高い艦船の前方配備は大きな抑止力になり、地域の安全保障にとって最良の政策だ」と語っていた⁽³⁵⁾。さらに日本政府（小泉純一郎内閣）も、同年より米国と共同して迎撃ミサイルの共同開発に着手し、同年6月、米軍がハワイで実施したSM3の発射実験には、海上自衛隊のイージス護衛艦が参加した。日米両国間の軍事面における安全保障協力は、緊密の度合いを一層深めていたのである。

⁽³³⁾ 大沼「『保守主義』の知恵どこへ」『朝日新聞』2004年4月24日。

⁽³⁴⁾ 『朝日新聞』1997年6月30日。

⁽³⁵⁾ 『朝日新聞』2006年5月17日。

8 結論—「反戦」を貫いた代償

以上に述べたとおり、『世界』は、日米同盟の発端から今日に至るまでの時期、一貫して「反戦」を、編集の際に最優先する価値として掲げてきたと指摘できよう。そして、この「反戦」こそは、同誌の編集者達が「従うべきもの」と位置付けた、日本国民の大衆感情（加藤周一の前掲論文「意見・情報・価値」に記された「戦嫌い」）でもあった。

その結果、同誌は、「反戦」の意味を「日本を戦争に巻き込まない」という一点に絞り込み、それを実現するために役立ち得ると考えられた手段として、永世中立、国連の集団安全保障、米国の軍事力（日米同盟）、地域的平和協力、非核地帯構想等を提示し続けた。吉野源三郎は、「国民一般の利害に関わる重大な問題が現実に出てきた時には、例えば戦争か平和か、改憲か護憲か、というような問題になったら、中立はあり得なくなる」⁽³⁶⁾と語っており、この言葉によれば、「反戦」という『世界』にとって至上の価値を実現するために「いかなる手段に依存するか」は、副次的な意味しか持ち得なかったと言えよう。

そうした見解の中で、『世界』は日米安保条約を、当初、「日本を戦争に巻き込む危険が高い」として、「反戦」と両立するのは最も困難を伴うものと位置付けていた。そして、このような安保条約に対する否定的な捉え方は、同誌の掲載した憲法第9条に関する論稿の中に顕著に示されていた。

例えば、山川均（評論家）は、『世界』の1952年5月号に寄せた「その後に来るもの」と題する一文で、「我々日本国民は、間接には平和（講和）条約により、直接には安保条約によって、再軍備を強制され、戦争への道に駆り立てられて」おり、「再軍備の強制とは、いうまでもなく憲法（第9条）改正の強制である。」（22頁）と、日本が自衛力を創設することに対する警戒の念を示していた。また、海野普吉（弁護士）は、『世界』1957年10月号に「憲法調査会の発足に際して」と題する論稿を寄せ、「仮に（日本に対する外国軍隊の）侵入があった場合、これを阻止し得る程度の軍隊を持つことが不可能（な）……ことは明らかである……のに拘わらず軍隊を持とうとするのは、安保条約の結果余儀なくされているのではないか」（114頁）との疑念を呈していた。さらに、1964年、佐藤功（上智大学教授、憲法学者）は、『世界』9月号への寄稿「改憲問題の新たな局面」で、「昭和45（1970）年の安保（条約）再改定……とのいわば引き換えに、……（憲法）第9条の改正が必要であるとされる可能性は極めて大きい。」が、「国民的選択の可能性は必ずしも、安保再改定—第9条改定という、ただ一つではないはずである。」（127～128頁）と、改憲による日米防衛協力の強化を否定的に評価していた。

しかし、米ソ間の冷戦が激化するにもかかわらず、日本が戦争に巻き込まれる事態には至らなかった。その中で吉野自身も安保条約の自動延長問題に関連して、「中国とアメリカとの緊張……があるからこそ、日米安保条約は、日本にとって、極めて危険」だが、「そういう危険が高まっている際に、（日米）安保体制を廃するということには、……反対も猛烈になる」、「日本の安全保障とアジアの安定とを関連させて、アジアの安定が日本の最大の安全保障であり、その安定のために安保条約を廃棄した方がいいということ、十

⁽³⁶⁾ 吉野（インタビュー）「言論の自由とジャーナリズム」『展望』1970年4月号、111頁。

分説得的に説明できなければいけない⁽³⁷⁾と、安保条約に反対し続けることへの手詰まり感を表明していた。

一方、日本政府は、「安保条約に基づき米軍に便宜供与を図って、日本を巻き込むような戦争を抑止しつつ、米国との軍事協力には踏み出さない」とする方針をとり続けた。これは結果として、『世界』の掲げる「反戦」（＝日本を戦争に巻き込まない）という主張と、ある程度相似形を描くものであった。また、粕谷一希（元『中央公論』編集長）は、「知は力であり得るか」について、「知識人が絶望するほど無力ではないし、政治家が怖れるほどに力はない、といった極めて曖昧な実感しか」ないとしながらも、「知識人は……言葉と論議によって、その影響力を行使する」と記していた⁽³⁸⁾。この見解と、政府も政策の立案・運営に際して「国情（世論）」に一定の範囲で枠づけられる⁽³⁹⁾ことに照らす限り、『世界』は日米同盟に対して、「知は力であり得る」実例を示したとも言えよう。

しかし、これは米国が日本の防衛義務を負う一方、日本が米国の防衛義務を負わないという「不公平」な関係を、さらには日本が米国に従属するような状態をもたらした。米国は自衛隊が増強されるに伴い、安全保障協力の拡大を日本に要求し続けた。これに対して日本は、「日米安保条約の範囲」内という形を保ちつつ、同条約及びそれに基づく事前協議等の解釈・運用、新旧ガイドライン、周辺事態法、テロ特措法等の成立・実施等によって応じた。しかし、それらは、『極東』の範囲を超えた米軍の活動、「日本への核持ち込み密約」、「戦闘に巻き込まれない地域での物資の対米補給」等、「日本が戦争に巻き込まれる可能性」を高め得るものであった。そもそも、「事前協議」、「極東」等は内容上極めて曖昧な部分が多く、それゆえ、安全保障協力の拡大に歯止めをかけるのは大きな困難が伴っていた。

こうした事態の中、『世界』は、日米同盟における曖昧な問題点を克服し、上記のような対米軍事協力を回避・軽減した上で日本の安全保障を高めるために実現可能な代案を提示し得なかった。それは、同誌が「反戦」という方針を貫く代償として日米同盟に反対し得なかった当然の帰結でもあった。

⁽³⁷⁾ 吉野「1970年問題について」、同『70年問題のために闘っている諸君へ』現代の理論社、1970年、10頁。

⁽³⁸⁾ 粕谷「総合雑誌論—経験的覚え書き—」『総合ジャーナリズム研究』1970年冬季号、96頁。

⁽³⁹⁾ 岸信介と池田勇人は共に、首相に就任した後、「日本の国力と国情に応じた自衛力を整備する」と述べている。『第26回国会衆議院会議録第4号』1957年2月4日、21頁。『第36回国会衆議院会議録第3号』1960年10月21日、25頁。

〔抄 録〕

『世界』は、日米同盟の発足から今日に至るまでの間、「戦争に巻き込まれない」という意味での「反戦」を編集の最優先方針として掲げ続けてきた。そして、それを実現するために役立ち得ると考えられた手段として、永世中立、国連の集団安全保障、米国の軍事力（日米同盟を含む）、地域的平和協力、非核地帯構想等を提示し続けた。同誌にとって「反戦」という至上の価値を実現するために、「いかなる手段に依存するか」は、副次的な意味しか持ち得なかった。

しかし、日米同盟は、米国が対日防衛義務を負う一方、日本が対米防衛義務を負わないという「不公平」な関係になっていた。その結果、米国は自衛隊が増強されるに伴って安全保障協力の拡大を日本に要求し続け、日本は同条約及び事前協議の解釈・運用、新旧ガイドライン、周辺事態法、テロ特措法等の制定・実施等により応じていった。

こうした事態の中で、『世界』は、日米同盟における問題点を克服し、日本の対米軍事協力を回避した上で日本の安全保障を高めるための代案を提示し得なかった。それは、同誌が「反戦」という方針を貫く代償として日米同盟に反対し得なかった当然の帰結でもあった。